

令和3年度罪に問われた高齢者、障害者の刑事弁護 における司法と福祉の連携のための四会合同研修会 ～模擬裁判を通して司法と福祉の連携について考える～ 開催要項

1 目的

現在日本では、超高齢社会により犯罪者の高齢化が進み、刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率は、平成10年の4.2%から平成29年では21.5%に上昇しています。背景には、認知障害や経済的な困窮、社会的な孤独状態など、さまざまな理由が潜んでいるケースが多く、被告人としてではなく、家族歴や生活歴を含めた一人の人間として理解しなければ再犯防止や社会復帰につながらず、地域福祉の視点を持った専門家が関わる必要があります。これまで福祉の領域といえば、高齢、障害、児童、地域、病院が実践の場として捉えられてきましたが、現在では、ソーシャルワーカーの活躍の場は刑事司法システムの領域にまで広がってきています。

そこで山口県弁護士会、山口県社会福祉士会・山口県精神保健福祉士協会・山口県社会福祉協議会の四会では、罪に問われた高齢者、障害者の被疑者・被告人段階における福祉的支援（いわゆる入口支援）における、専門職の制度的連携を実現するため、平成27年6月から四会連携運営会議を設置し、連携をすすめてきました。その一環として、平成28年度から、司法と福祉の連携の推進に向けた合同研修を共催しているところです。

本年度の研修では、刑事裁判の手續についての講義と法務省作成の中学生向けのシナリオを用いた模擬裁判を通して、司法と福祉の連携について考える場とすることを目的に開催いたします。

2 実施主体

四会連携運営会議

(参加団体)

山口県弁護士会

山口県社会福祉士会

山口県精神保健福祉士会

山口県社会福祉協議会（事務局）

3 参加対象者

各会会員

4 定員 30名程度

5 日程

10月2日（土）13時から16時30分まで

6 研修形式

オンライン（ZOOM）にて開催

7 参加費 無料

8 日 程

時 間	プログラム	内 容
12:30～	オンライン受付	
13:00	開 会・趣旨説明	
13:05～13:55	第1パート	○講義 刑事裁判手続について ○講師 上田藤井綜合法律事務所 弁護士 有近 拓也 氏
13:55～14:00	休 憩	
14:00～15:00	第2パート	○模擬裁判
15:00～15:10	休 憩	
15:10～16:00	第3パート	○グループワーク ① 被告人の判決について ② 判決の理由について
16:00～16:25		○質疑応答・講評
16:25～16:30	閉 会	

9 申込み方法・期限

令和3年9月24日（金）までに、下記 URL、QR コード先（Forms）より申込みください。

※申込み時のメールアドレスは、当日視聴されるパソコンのメールアドレスをご記入ください。

URL : <https://forms.office.com/r/nAVPkpYEi0>



10 受講決定について

申込みのメールアドレス先に、研修3日前までに参加 URL、研修資料を送信いたします。

11 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報は、研修会の運営管理のみに使用します。

12 その他

欠席や遅刻をされる場合は、必ず連絡してください。

13 申込・問合せ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
生活支援部 山口県地域生活定着支援センター
担当：大田
〒753-0072 山口市大手町9番6号
TEL 083-924-2818
FAX 083-922-1295